

### 3.8.1 基盤技術研究促進室

#### 中期計画期間全体

##### 目 標

民間基盤技術研究の公募、採択及び各評価の円滑な実施方法の定着、さらに研究開発成果の実用化の推進及び普及を目指す。

##### 目標を達成するための内容と方法

- (1) 公募に当たっては、ホームページ等を活用して情報提供する。また、公募開始 1 か月前に事前周知を行う。
- (2) 委託先の決定を公募締切から 120 日以内とし、可能な限り応募者の利便性の確保に努める。
- (3) 適切な採択案件の選定と着実な推進を図る。委託は、収益の可能性がある場合等に限定し、行う。
- (4) 外部評価委員会を設置し、客観的な基準に基づき、公正な評価を行う。採択評価は、研究資金の重複等を排除しつつ、産業への高い波及性を有する等の案件を選定する。選定結果の公開、不採択案件応募者への理由の通知を行う。
- (5) 採択案件の研究期間の中間段階に外部の専門家等により中間評価を実施し、その結果を基に採択案件の見直し等を行う。一定水準に満たない採択案件については、原則として中止する。なお、評価結果は公表する。
- (6) 採択案件の終了後、事後評価を実施し、評価結果を公表する。結果は機構の研究開発マネジメント業務等の改善等に反映させるとともに、追跡調査等に資することができるよう、データベース化を行う。
- (7) 日本版バイドール条項の適用により、委託先の事業化の取組へのインセンティブを高める。委託先に帰属する特許権等について、毎年調査し適切な形で対外的に公表する。また、手続き面等の改善を毎年度着実にを行い、制度利用者からのアンケートにより 7 割以上の肯定的な回答を得る。

##### 特 徴

産投会計からの出資による制度であり、研究開発成果による事業化を強力求めていく必要がある。

#### 今年度の計画及び報告

##### 今年度の計画

- (1) 当機構のホームページにおいて、公募関係文書等を掲示し、また公募説明会等により情報の提供を行う。
- (2) 公募の締切から 120 日以内に委託先の決定を行えるよう外部評価委員会の運営、関係機関との調整を行う。
- (3) 情報通信分野における基盤技術を広く公募し、優れた提案に係る基盤技術研究の実施を委託する。なお、委託に当たっては、収益の可能性の確保のために外部シンクタンクを活用するなどして見極めを行う。
- (4) 選定に当たっては、外部評価委員会による評価を行い、同一の研究開発への資金の重複等を排除しつつ、産業への高い波及性を有する等の案件を選定する。選定結果の公開、不採択案件応募者への理由の通知を行う。
- (5) 中間評価を外部評価委員会により行い、その結果をもとに採択案件の見直し等を行い、評価結果が一定水準に満たない採択案件については中止する。平成 16 年度は 6 件実施し、評価結果は公表する。
- (6) 平成 16 年度は、4 件について外部評価委員会により事後評価を行う。結果は当機構の研究開発マネジメント業務等の改善等に反映させるとともに、追跡調査等に資することができるよう、データベース化を行う。
- (7) 委託先の事業化の状況、実施許諾の状況、手続き改善等のアンケートを行い、業務の改善に資する。

##### 今年度の成果

- (1) 平成 16 年度の公募は、当機構ホームページによる事前周知、報道発表、公募説明会等を実施した。公募説明会出席者に対しては説明会後のフォローに備え、連絡体制確立に努めた。平成 17 年度の公募については、共同公募説明会等の機会をとらえ、制度説明を行うとともに、関係学会誌を活用して広く事前周知を行った。
- (2) 新規提案 27 件 (20 社) について、6 月中旬にヒアリングを実施し、その中から評価結果の良好な 11 件について、更に事業化中心の二次ヒアリングを実施した結果、9 件が採択基準を満たしている評価案が作成された。その後、評価委員会、理事会を経て最終的に 7 件の採択を行い、120 日以内に事務処理を終了した。
- (3) 公募に当たっては、優れた研究開発を柔軟に提案してもらえるように配慮した。収益の可能性は、シンクタンクに委託して専門家の観点から精査し、従来に比較して向上させた。
- (4) 採択評価を含め各評価の方法は、業務規程として明確化し、ホームページで公開するとともに公募説明会において周知を図った。提案は、規程に従って外部評価委員会により採択評価を行い、基盤技術性等の高い案件を選定し、また、案件の重複等も確認した。提案者には評価表も添付して、明確に評価結果を通知した。
- (5) 本年度の中間評価対象は 6 件であった。1 月中旬にヒアリングを実施し、評価表案の取りまとめを行った。評価委員会により、いずれの案件も計画変更等を必要としないランク A の評価を決定した。
- (6) 本年度の事後評価対象は 4 件であった。10 月中旬にヒアリングを実施し、評価表案の取りまとめを行った。評価委員会により、いずれもランク A の評価を決定した。なお、評価結果等は、追跡調査等に活用するために電子データ化して整理することによりデータベース化を図った。また、初めての事後評価であったことから、評価項目の具体的内容について検討し、重複記載を避けるなど、受託者の資料作成負担の軽減に努めた。
- (7) 委託先を訪問するなどして収益納付を働きかけたが、16 年度は初めて 1 社から収益納付を実現した。委託先における事業化の状況等は事後評価等で把握するとともに、手続き改善点の効果を含めて、2 月に受託者に対してアンケート調査を実施した。研究開発終了後間もないことから、事業化については、ほとんどが未実施であったが、改善点については、7 割以上が肯定的な回答であった。来年度は地域中小企業・ベンチャー重点型の仕組みを導入することにより、短期的な収益性向上及び今後の事業費の円滑な執行を図ることとしている。